

01

化粧品等による皮膚トラブル

「洗顔フォームを使用したところ顔に水疱すいほうができた。医師が因果関係を認めているにもかかわらず、メーカーは『事故品を調査した結果、製品に異常は認められず、体質によるものと思われる』と言って、治療費や商品代金の支払いに応じてくれない」「通信販売で購入した化粧品で肌が荒れた。販売店に返品を申し入れたが、『個人差によるものと思われ、開封後の返品はできない』と言われた」という相談が当センターに寄せられました。



化粧品等は、品質には問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚トラブルが生じることがあります。そのような場合には、一概いちがいに製造物責任（PL）法が適用されるとは限らず、治療費等の損害賠償が支払われないばかりか返品にも応じてもらえないという可能性もあります。衛生上の理由等により、いったん開封すると商品価値がなくなってしまうような商品の場合は特に、返品は難しいと思われま

皮膚トラブルの原因となる物質は人によって異なります。化粧品等の使用中にももしも皮膚に異常を感じたときは、ただちに使用を中止して、症状が重かったり長引いたりした場合、また判断に迷う場合も、早めに皮膚科の診察を受けてください。アレルギー性の場合には、パッチテストを行って、自分の体質や、原因となる物質をよく知ることも大切でしょう。そして原因が分かったら、成分表示等でその物質が含まれていることが分かるものは、今後は使用しな



い方がよいでしょう。化粧品・シャンプー・リンス・化粧石けん・香水など、薬事法で「化粧品」に該当するものについては、特定の成分に対してアレルギー等を有する人がその使用を避けることができるように、全ての配合成分を表示することが義務づけられています。

安全性に十分配慮してつくられた製品でも、全ての人に皮膚トラブルが起きないというわけではありません。肌に合わなかった場合には、迷わず使用をあきらめるという思い切りも必要です。そして購入した化粧品等が肌に合わずに無駄になることを避けるためには、できればサンプルやミニサイズ等であらかじめ試した上で購入するとよいでしょう。

(平成 15 年 11 月)

